

令和4年(2022年)12月13日
午後3時～午後4時
於：高層棟4階 特別会議室
市民部 人権政策室

令和4年度 第4回政策会議 パートナーシップ宣誓証明制度の導入について

市民一人ひとりが互いに多様な生き方を認め合い、尊重し、支え合うまちを目指し、性的マイノリティ当事者が住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援するための取組の一つとして、令和5年度(2023年度)から、パートナーシップ宣誓証明制度を導入しようとするものです。

1 背景・経過

本市では、平成29年度(2017年度)の企画会議における、性的マイノリティに関する取組を進めるとの方向性を踏まえ、これまで、各種申請書等の性別記載欄の点検・見直しを行うとともに、性的マイノリティに関する市民理解を深めるための啓発に取り組んできました。

一方、大阪府では、令和元年度(2019年度)に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行し、その取組の一環として、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始、同時に府営住宅の入居資格要件の拡充、大阪府立病院機構における面会や医療行為の説明の同席等を可能にしました。また、複数の自治体においても、パートナーシップ宣誓証明制度の導入が進み、これらの自治体間で連携した取組が進められています。性の多様性を尊重する機運が高まっている社会情勢を踏まえ、本市においても、制度導入に向けた検討を重ねてまいりました。

令和5年度から、パートナーシップ宣誓証明制度を導入し、性的マイノリティ当事者が住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援するための取組を推進します。

2 制度概要

(1) 主旨

一方又は双方が性的マイノリティ当事者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓した事実を市が公に証明する制度を実施しようとするものです。

(2) 対象者の要件(案)

- ア 2人とも18歳以上であること
- イ 少なくともどちらか1人が市民又は市内への転入を予定していること
- ウ 2人とも配偶者(事実の婚姻関係にある者を含む)がいないこと
- エ 2人とも他のパートナーシップ関係にある者がいないこと
- オ 2人が近親者の関係でないこと

(3) 府内自治体間連携

大阪府、本制度を導入している府内9市(※)の間で締結している「パートナーシップ宣誓証明制度府内自治体間連携」に加わり、締結自治体間での住所異動に伴う宣誓制度に係る手続きの軽減を図ります。

※ 大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市、茨木市、池田市

なお、吹田市民病院における入院の面会や医療行為説明時の同席等を可能にすることや、市営住宅における入居資格要件の拡充など、本制度の利用範囲の拡充に向け検討を進めます。

3 本市で実施するメリット

- (1)身近な市役所で手続きができること
- (2)府内自治体間連携により、住所異動に伴う宣誓制度の手続きが軽減されること
- (3)市営住宅、市民病院等、本制度の利用範囲が拡充されること

4 他市状況

「参考資料1」のとおり

5 宣誓手続きの流れ

「参考資料2」のとおり

6 今後の進め方

今後、「吹田市パートナーシップの宣誓の証明に関する要領」の制定や市民への周知等、本制度に必要な手続きや取組を進めていきます。